



## 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と社団法人香川県建設業協会（以下「乙」という。）は、甲の管理する公共土木施設、土地改良施設及び水道施設（以下「公共土木施設等」という。）において、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定の締結により、平成16年12月7日に締結した災害時における応急対策業務の実施に関する協定書（以下「前協定」という。）はその効力を失う。

### （趣旨）

第1条 この協定は、公共土木施設等における災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

### （応急対策業務）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設等の被害情報の収集並びに簡易な障害物の除去及び危険箇所の表示
- (2) 障害物の除去（簡易なものを除く。）及び応急対策等
- (3) その他甲が必要とする業務

### （協力体制の整備）

第4条 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、その支部ごとに協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

### （応急業務実施者）

第5条 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急対策業務を実施する者（以下「応急業務実施者」という。）を選定し、甲に報告するものとする。

### （応急対策業務の指示）

第6条 応急業務実施者は、甲の指示を受けて応急対策業務を実施するものとする。

### （応急対策業務の報告）

第7条 応急業務実施者は、応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

### （費用の負担）

第8条 応急対策業務の実施に要した費用については、第3条第2号及び第3号に掲げる業務に係る費用にあっては甲が負担するものとし、同条第1号に掲げる業務に係る費用にあっては甲は負担しないものとする。

(補償)

第9条 甲からの協力要請に応じて第3条第1号に掲げる業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害のある状態となった場合における補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、甲が乙と協議して当該者のために締結した保険契約によるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に基づく応急対策業務を円滑に実施するため、甲にあつては当該業務を実施する地域を所管する土木事務所、土地改良事務所、小豆総合事務所又は県営水道事務所の長（以下「事務所長」という。）を、乙にあつては当該地域に係る支部の支部長（以下「支部長」という。）を連絡責任者とする。

(実施細目)

第11条 この協定に基づく応急対策業務の実施に関し必要な事項については、その地域の実情に応じて事務所長及び支部長が協議の上、別に定めるものとする。

ただし、前協定に基づき、事務所長と支部長が締結した災害時における応急対策業務の実施に関する個別協定書は、引続き効力を有するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

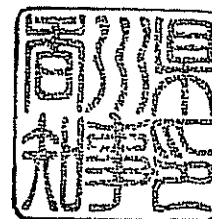
(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年5月10日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号  
香川県  
香川県知事 真 鍋 武 紀



乙 香川県高松市磨屋町6番地4  
社団法人香川県建設業協会  
会長 森 田 紘 一

